

平成 25 年第 2 回更別村議会定例会会議録(2 日目)

平成 25 年 6 月 14 日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 末田晃啓 書記 佐藤敬貴
書記 佐藤ちはる

	議 事
議 長	ただいまの出席議員は、8 名であります。 定足数に達しておりますので、これよりただちに本日の会議を開きます。 (17 時 00 分)
議 長	本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定により、議長において、2 番高橋さん、3 番赤津さんを指名いたします。
議 長	日程第 2、意見書案第 3 号、TPP 交渉参加断固反対に関する意見書の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 7 番 本多さん
7 番本多議員	TPP 交渉参加断固反対に関する意見書案の提案理由を申し上げます。 内容につきましては、別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。 平成 25 年 3 月 15 日、政府は TPP 交渉への参加表明をいたしました。 TPP は関税を全て撤廃することが原則であり、我が国の農林水産業や、農山漁村にこれまでにない壊滅的な打撃を与え、我が国の食糧安全保障を根底からゆるがし、食糧自給率を低下させ、地域経済・社会の崩壊を招く恐れがあります。 また、TPP は一次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など様々な分野に影響が及ぶ可能性があり、国民生活の根幹にも関わる極めて重大な問題であります。 このため多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は TPP 協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてきました。 TPP 交渉参加断固反対を政府に求めるため、別紙意見書を高橋議員の賛成を得て提出するものであります。 ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由を申し上げます。
議 長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。

議 長	<p>(ありませんの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから本案に対する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p>
議 長	<p>(原案賛成の声あり)</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、意見書案第3号、TPP交渉参加断固反対に関する意見書の件を採決いたします。</p> <p>本案は原案の通り決定することにご異義ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
議 長	<p>したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第3、意見書案第4号、平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
5 番久門議員	<p>5 番 久門さん</p> <p>意見書案第4号、平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提案理由を申し上げます。</p> <p>内容につきましては、別紙を参照いただき要点のみ申し上げます。</p> <p>労働基準法は、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めていますが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件の決定にほとんど関与することが出来ません。最低賃金は、出来る限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指すとされたことを受け、北海道地域最低賃金は、ここ6年間で75円引き上げられましたが、審議会においては引き上げ額のみが議論され、あるべき水準への引き上げが出来ていない現状にあります。</p> <p>また、生活保護費とのかい離も依然解消されておりません。</p> <p>現在の地域別最低賃金は、高卒初任給等の一般的な賃金の実態を十分に反映出来ておらず、北海道内労働者の有効なセーフティネットとして十分に機能しているとは言えません。地域別最低賃金を有効に機能させるためには、適正な水準への引き上げや、事業所に対する指導監督の強化及び最低賃金制度の履行確保が極めて重要な課題となっています。</p> <p>このことから、平成25年度の北海道最低賃金の改正にあたり、別紙意見書を堂場議員の賛成を得て提出するものです。</p> <p>ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由といたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。</p> <p>質疑の発言を許します。</p>
議 長	<p>(ありませんの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>

これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議長 これでは討論を終わります。
これから、意見書案第4号、平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4、意見書案第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
6番 堂場さん

6番 堂場議員 地方財政の充実・強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。
内容につきましては、別紙を参照いただき要点のみを申し上げます。
平成25年度の地方財政計画において、政府は国の政策目的の実現のために地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額を推し進めました。このことは地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨から見て、容認出来るものではありません。
地方交付税は地方の固有財源、地方交付税法第1条に規定する地方団体の独立性の強化、地方行政の計画的な運営に資するものでなければなりません。
この法の目的を実現するため、地方財政計画、地方交付税については国の政策方針のもとに一方向的に決するべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要があります。
また地方自治体が担う役割が増大している中、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。
公共サービスの質の確保と、地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、平成26年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けた政策を求めるため、別紙意見書を本多議員の賛成を得て提出するものであります。
ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案の理由といたします。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。

議論の発言を許します。
 (原案賛成の声あり)
 議 長 これで討論を終わります。
 これから、意見書案第 5 号、地方財政の充実・強化を求める意見書の
 件を採決いたします。
 本案は原案のとおり決定することにご異義ありませんか。
 (異議なしの声あり)
 議 長 異議なしと認めます。
 したがって、意見書案第 5 号は原案のとおり可決されました。
 議 長 日程第 5、意見書案第 6 号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2
 分の 1 への復元、「30 人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就
 学保障充実など平成 26 年度国家予算編成における教育予算確保拡充に
 向けた意見書の件を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。
 7 番 本多さん
 7 番本多議員 義務教育費国庫負担制度堅持負担率 2 分の 1 への復元、「30 人以下学
 級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など平成 26 年度国家
 予算編成における教育予算確保拡充に向けた意見書の提案理由を申し上げ
 ます。
 内容につきましては、別紙を参照いただき要点のみを申し上げます。
 義務教育費国庫負担制度は、標準的な教育教職員数の確保として国が
 責任を果たすものであり、教育の機会均等を保障する重要なものです。
 この制度の堅持と三位一体改革で削減された負担率を 2 分の 1 へ復元す
 るなどの制度改善が極めて重要です。今年度の政府予算では地方公務員
 の給与を平均 7.8%削減の国家公務員の給与に準じて引き下げよう各
 地方自治体に要請し、地方交付税義務教育費国庫負担金の削減を決定い
 たしました。
 このことは地方自治の根幹に関わる問題であるとともに、地方分権の
 流れに反するものです。
 教育予算では地方交付税措置されている教材費や図書費についても、
 都道府県や市町村において、その措置に格差が出ています。
 また定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足
 などの状況も顕著になっています。
 教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子供達に
 行き届いた教育を保障するためには、教職員定数の改善と学級基準編成
 の制度改革及び 30 人以下学級の早期実現が不可欠です。
 これらのことから、別紙意見書を高木議員の賛成を得て提出するもの
 です。
 ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます、提案の理由と
 いたします。
 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
 質疑の発言を許します。

議長 (ありませんの声あり)
 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 これから本案に対する討論を行います。
 討論の発言を許します。
 (原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。
 これから、意見書案第 6 号、義務教育費国庫負担制度堅持負担率 2 分の 1 への復元、「30 人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など平成 26 年度国家予算編成における教育予算確保拡充に向けた意見書の件を採決いたします。
 本案は原案の通り決定することにご異義ありませんか。
 (異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
 したがって、意見書案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 6、意見書案第 7 号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の件を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。
 1 番 高木さん

1 番高木議員 意見書案第 7 号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提案理由を申し上げます。
 内容につきましては、別紙を参照いただき要点のみ申し上げます。
 道教委は、「新たな高校教育に関する指針」にもとづき募集停止や再編・統合を行ってきました。
 再編・統合、募集停止の対象とされた高校では、入学希望者の激減する現象が生じており、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化や、経済、産業、文化などに影響を及ぼし、結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等で、精神的・身体的な負担が増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった事態も報告されています。
 また、キャンパス校や小規模校のある地域にも、不信と不安をもたらせています。
 新たな高校教育に関する指針に基づく配置計画が進めば、北海道の高校の約 44%がなくなることになり、これはそのまま地方の切り捨て、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。
 したがって、広大な北海道の実情にそぐわない新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直し、地域に高校を存続させ、子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきです。そのために、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出すことを求め、別紙意見書を高橋議員の賛成を得て提出するものです。

- ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案の理由といたします。
- 議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)
- 議長 これで討論を終わります。
これから、意見書案第7号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異義ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。
- 議長 議長 この際、午後6時まで休憩いたします。(17時20分)
- 議長 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(18時00分)
村政に関する一般質問を行います。
発言を許します。
- 1番 高木さん
- 1番高木議員 通告書に従い質問させていただきたいと思っております。
今日の質問の事項としては、市街地活性化実施計画の早期整備について、交流拠点施設の早期整備と開発庁舎跡地の整備、運営体制について村長のお考えをお伺いしたいと思っております。
昨年9月の定例会においても、実施計画の進捗状況をお伺いいたしました。その後、開発庁舎跡地の取得、拠点施設予定地の取得と活性化に向けて整備が進められております。3つのプロジェクトからなる16項目の事業も核となる拠点施設、開発庁舎の活用を除き、順調に整備実施されてきました。計画策定の当初に比べると、高規格インターの開通、2年後の忠類インターの開通予定と交通環境が著しく変化しております。開通に伴い、どんぐり村元気市を開催しましたが、課題が多く、核となる施設、体制作りの必要性を再確認致しました。通過型から滞在型に向けて対策を講じていかなければならないと思っております。交流拠点施設については、現在、特別委員会において基本計画を検討しているそうです。構想を立ち上げ、早期整備が重要と考えております。市街地のシンボル、広告塔として不可欠ではないでしょうか。拠点施設構想に対する村長のお考えをお伺いしたいと思っております。
更に開発庁舎跡地の活用では、加工調理施設を計画していますが、うどん製造等特産品開発を核として考えているのではないのでしょうか。製

議 長
村 長

造販売事業として行うのであれば、主体となる組織の確立が必要となってきます。どんでり推進部会、観光協会、NPO等の団体、民間企業と誰が行うにしても行政の支援も含めしっかりと計画、準備をして進めていかなければならないと考えています。市街地活性化協議会においても十分な検討、協議をしながら活性化に向けて取り組んで欲しいと考えております。村長のお考えをお伺いしたいと思ひます。

岡出村長

高木議員のご質問にお答を致します。

市街地活性化事業は商店街を中心とした豊かで活力ある地域社会の実現を目指して、住民生活の利便性向上や交流の場の充実を図り、賑わいと活力ある市街地形成を目指しているものであります。

そうした中、本年3月には高規格幹線道路更別インターチェンジが開通いたしまして、以降、交通量の増加を見ておりますけれども、この状況も2年後には忠類、大樹のインターチェンジの開通が予定されておまして、その時点において、当然ながら本村の交通量が変化をして減少が見込まれるわけであります。また、本村の商工業の情勢といたしましては、今、国内の景気は回復傾向にあるとは言ひましても、本村にあつては景気回復感がございませんで、これまでの長期にわたる低迷した地域経済に加えまして、昨今の円安による物価の上昇等も影響を受けておまして、更に商圏の拡大、近隣への系統スーパーの進出、インターネット購買等が一層加速してございまして、本村の商業環境は、ますます厳しい状況と思ひているところであります。ただ、こうした傾向は、今に始まったことではありませんで、私は以前から、この問題は深刻な課題として捉えまして、その危機感から政策の柱に村内産業の均衡ある発展のためにも市街地商工業の活性化を念頭に街中への定住化対策、新規の各種商店街活性化補助事業、新たな子育て支援事業と連動した消費拡大策、また村内消費の拡大等、購買力アップを図るため、商工会と連携させていただいて、各種の販売促進事業に努めてまいったところであります。また商工業界も、ご質問に、ありますとおり自ら活性化対策に近年、特に力を注いでいただいております、新たなイベント興しや元気な地域づくりに勢力的に活動し、今年、村がようやく購入いたしました民有地購入を契機として現在、商店街活性化の拠点づくりに知恵を絞っておられるところであります。こしたことから交流拠点を早期に整備をし、活性化対策を図りたいとの強い思ひは、現状の商工施設からしても充分理解出来るものであります。一方、従来の箱もの行政に対しましては、多くのご意見をいただくところございまして、特に新設の施設整備に関しましては、より事業主体の明確化、整備以降においても投資効果の検証、責任ある施設の管理運営等、こういうことが必要になってくるものと思ひてございませんで、現在、商工会で進められておりますご検討の内容につきましては、まだお聞きをしてございませんで、今のところ何とも申し上げられませんで、ご検討の結果を受けて、前段申し上げました状況も充分踏まえて、なるべく早く村の方向性

を出してまいりたいと思っております。

次に開発庁舎跡地の有効活用に関しましては、昨年9月の定例議会におきましても高木議員からご質問いただき、特産品センターの可能性、キタホナミ、小麦の加工工房について検討を進めたいとお答えをいたしているところであります。こうしたことを基本に種々検討を重ねてまいりましたけれども、社会の大きな変化の中で確かな有効策となりますと、なかなかこれは難しい問題なわけでありまして、しかし、有効な活性化の計画づくり、特産品の開発に関しましては、6次産業化の推進からも必要なことをございまして、職員には実施計画づくりを急がせてきたところでありまして。こうした状況の中で、平成24年度実績で更別うどんの乾麺、これは24年度実績で1万袋、生麺につきましては、昨年の12月から6か月間で6,000玉と、多くの皆様からのご協力をいただいて順調に実績を上げてきたわけでありまして、この更別うどんについて、開発跡地を利用して調査研究を進めるべき整備予算を急ぎ取りまとめて本定例会でお願いいたしましたところでありまして。しかし残念ながらお認めをいただけなかったわけでありまして、これは早く進めたいとの思いから説明不足、不手際ということで、このことに関しましては混乱を招きましたことは全議員の皆様方に深くお詫びを申し上げたいと陳謝するものであります。同時に本件につきましての方向性につきましては、お認めいただいていると思っておりましたものの、この度の審議の経過からいたしまして拝察いたしまして、これは根本的な見直しを求められたものと、これは深刻に受け止めているところでございまして。また行政主導による特産品づくりの難しさ等を痛感いたしておりまして、したがって時間をいただきますけれども仕切り直しをして議会をはじめ村民皆さん方にご理解をいただけるような計画づくりを進めてまいりたいと思っております。また市街地活性化協議会メンバーの皆様方には手弁当にてご意見やお知恵を出していただき、計画づくり、そして事業化へと進めてまいったところでありまして、本当に深く感謝をいたしているところであります。本協議会のあり方につきましても、私共再考してまいりたいと思っております。

ご質問のとおり再考してまいりたいと思っております。

以上を申し上げまして答弁とさせていただきます。

1番 高木さん

はい、丁寧なご説明どうもありがとうございました。

詳しく色々村長の思いと言いますか、聞かせていただきました。

交流拠点施設につきましては、村長の今の答弁でいきますと、商工会、商店街のためというふうなお話でございましたが、もともと拠点施設の立ち上げの段階におきましては、とにかく街の中に人が来て欲しい、人がゆっくりと歩いて賑わいが欲しいと商店街活性化だけではなく、賑わいをもたらすための核としての施設として計画を立てていたのだなと活性化の中ではそう僕は理解しています。商工会ありきの云々という気持ちはひとつも持っておりません。もともと平成20年の基本計画策定委

議長
1番高木議員

員会からはじまって、21年に活性化協議会が立ち上がり、その後22年に実施計画が策定されて進めてきました。一時はもうあとは建設して実施の運営体制を決めるところまである程度進んだ中で、用地の取得の問題もありまして、一時ちょっとストップしていた段階もありますが、その後も地域の皆さんと協議をしながら開発跡地の利用をするのか、新たにどこか拠点施設の用地を求めるのか、また1年間かけてずっと検討してきた中、今回予定地となる場所が取得出来て大変喜んでいて地域の皆さんは思っております。その部分を考えて再度もう一度夢に向かって拠点施設を立ち上げようと今、一生懸命協議、検討して6月中にはきっちりとした基本計画が協議会の方に提出出来るのではないかなと思っております。この拠点施設があることによって普段なかなか市街地の本通りのところになかなか足を運べない人達も気楽に足を運んでいただいて参画していただけるような本当に有効な施設として活用するために、ソフト面も含めてきっちり検討した中で作っていかないとならないという部分は皆さん多分、検討会議の方々も考えていると思います。ただ本当に先程村長が言いましたように、2年後、もう2年間ありませんが、忠類インターの開通に向けてどんどん工事が進んでおりまして、そうなりますと本当に更別村に寄っていただけるのかどうかという部分を考えますとすごく不安な部分でいっぱいです。今回の開通に伴ってイベント等を色々やったり、商工会の中でも色々検討していたとは思いますが、最近、車の交通を見ますと、どうも通過型で滞在型はほとんどいないというような状況です。それだけ更別の街の中に魅力がないのかなとつくづく実感させていただいたこの2、3か月かなと思っております。そのためにもここで、この1年から2年の間に、更別の街として村外に向けてのピーアールと言いますか、更別はここにあるんだよと、更別に来てもらって更別を好きになってもらって更別に住んでもらう。そういうことを目玉としてやっていくには、いかに更別に寄っていただいて見てもらえるか。そのためには、どうしてもやっぱり拠点施設というものは核となってせざるを得ないのかなと。今の商店街の個々の事業主の努力だけではどうにもならないところまで結構来ているのかなと思っております。更に開発跡地の取得も決まりまして、本当に市街地中心部においては色々な施設と言いますか、計画を立てなければならぬ難しい状況がありまして、どれを優先して何を進めるのかという部分がなかなか難しいところではありますが、やっぱりやるからには同じ様なものを作るのではなく、ひとつひとつがある意味を持って特色を持った部分で形成されなければ建設、運営、色々なことをしていく意味がなくなってくると思います。幼稚園跡地の公園、開発跡地、拠点施設と、この3つの大きな課題がありますが、これについては、この3つの事業の中をきっちりすべての事業を見ながら同じことをしないような、ここにはこれが必要で、この施設を利用するには、こちらの施設では、どう上手く活用出来るかとか、そういうような大きな広い意味での検討をきっちりとした中で進めていかなければならないと思うのです。その部分で1個だけがど

んどん進んでしまうことによって、他の施設が死んでしまう。そういう事もありますので、今やっと足並みが揃ってきたと言いますか、幼稚園跡地の公園についても、ほぼ設計図と言いますか、そういうのも出来上がってきました。開発跡地も取得が決まって、ほぼ方向性というのも一時出されました。拠点施設についても今、商工会の特別委員会で、ある程度の素案みたいなものが作り上げられました。やっとスタートラインに立ったので、ここからこの3つを上手くリンクさせた中でどう進めていくのか検討していただきたいと思っております。更に村長の中から、うどんの特産品については、抜本的にちょっと見直しをかけたいというようなお話もありましたが、今、小麦を利用したうどんの関係につきましては、どんぐり推進部会も含め、地域の商店も含めて今、一生懸命頑張っています。製麺機もきっちり作って、地域協力隊も2名来て、一生懸命うどんの販売について皆頑張っています。これについては、やっぱりしっかりと継続して頑張っていかなければならないなと僕は思っております。更に特産品につきましては、先日もすももの関係のリキュール関係ですとか、お酒の関係もありますし、農業高校も一生懸命すもものドーナツ等も含めて更に検討しています。そして今年は農業高校ではうどんについて何か新たなものが作れないかと検討したいというようなことも学校の先生方が言っています。やっとこれからご当地グルメになるのか、B級グルメになるのかわかりませんが、その辺もこれから検討しようというような話も出ています。ですから、うどんに関しましては、今までどおりの継続した中で調査、研究を進めながら進んでいただいて、開発跡地につきましては、全ての特産品、村の特産品もこれから見直しをかけて新しいものを作ったり、色んな品種、種類を増やしたりと色々考えながら作っていくことによって色んな施設があそこに作っていただけるのではないかなと思います。行政主体でやるのは難しいと先程、村長が言いましたが、最初の出だしはやっぱり行政がやっていただいて、きっちりとした形を作らないと、その後、誰がするにしてもなかなか運営は厳しいのではないかなと思います。その辺も踏まえて、村長のご意見も聞きたいと思っております。活性化協議会につきましては、今年度メンバーの入れ替え時期なので、今公募もしているらしいですが、その方々、村民一体となった部分で活性化に向けて皆さんで協議していただければありがたいなと思っております。

これから村長の向かう方向性と言いますか、その辺についてももう一度お聞かせ願いたいなと思っております。よろしくお願い致します。

岡出村長

再質問をいただきました。

交流拠点施設につきまして、私は実現したいという思いは前回の計画から今日も変わるものではありません。ただ前回の計画、これはいったん白紙に戻してございましておりますけれども、交流拠点施設の機能といたしまして、やはり公的な機能と商工の機能が混在しているわけでありまして、まだあの今回の計画に記されているプランにつきましては、

議
村

長
長

まだ見てございませんけれども、多分、混在の施設と思っているところ
であります。このことからまず事業主体を明確にしなければならない。
そうしなければ事が進んでまいりませんので、私は村での公の施設とな
れば村が建てるとすれば種々の制約が出てくる。これはもう弾力性に欠
けること間違いのないわけでありますので、出来ればこれを有機的にまた
自由に活用していくためには、商工会が中心となった民設方式、それが
私は将来のためにも良いのではないかと思っているところでありまし
て、このことがはっきりしませんとこれはなかなか進んでいかない問題
であります。これは私がどうしてそういうことを申し上げるかと言いま
すと、前回の計画の時に村民に計画を説明してまいった時に、やはり商
工会の施設ではないかという意見がこれは極めて多いのですね。です
からそのことをやっぱり整理しなければならない。ただ民設で事業化す
るにいたしましても、公的なもの、公共的なもの、住民にフリーに使う
スペースにつきましては、私は当然、村の予算の中、村の負担であるべ
きだろうと思っておりますし、その維持管理につきましても公費をもっ
ていかなければいけないと、そのように思っているところでありまし
て、ただ商工の部分につきましては、やはり商工を基本としていただかな
ければならないと思うわけです。ただ商工の振興の面から言いましたら、
やはりその村民の方々に理解いただけるような応分の負担、これは村で
していかなければならないと思っているところであります。ですからこ
れは、まず村民の方々に理解出来るもの、そして議会にもご納得のいた
だけるものと言いますと、やはり事業主体、経費の負担、そういうもの
が一丁目一番地、そういうふうにも思っているところあります。私はそ
のように思っておりますけれども、高木議員は、その2点については、
どのように思っておられるのか、ちょっとお聞きしておかなければなら
ないのではないかと思っているところあります。

それから今回、開発跡地の問題、これは私ども先程申し上げましたけ
れども説明不足ですとか、捉え方の違いだとか色々ありまして、このよ
うな状況になったわけあります。そのことにつきましては、先程お詫
びを申し上げたところあります。まあ仕切り直しと思っておりますけ
れども、やはり交流拠点施設が出来る、そしたら近くに開発の大きな
敷地がある。そして今、整備している公園、それを有機的に連動してい
くためには、やはりこの3つのものが必要になってくるわけです。これ
はご質問のとおりであるわけあります。ただ、今回私共は深刻にこれ
を受け止めて考え直していかなければならないと思っておりますけど
も、こういう活性化事業につきましては、私はやはり協議会の方々にも
本当にご苦労をかけてまいりましたけれども、やはり皆さんが協力してや
るというものでなかったら今回の活性化対策は失敗に終わると思うので
す。ですからこの度、いったんこれは今までのことを検証する、立ち止
まってもう一回考え直してみると、そういうところからまた始まってい
かなければならないと思った次第であります。不安と曖昧さを残しての
推進ということにはならないと思っておりますので、この辺につきま

しては、また関係機関、そして議会とも議論を重ねてまいりたいと思っていますところでもあります。

また開発跡地の国有地の取得ということでございまして、頭からですね公共的に村が使うものではないというやっぱり観念と言うか、私共の凝り固まった概念というものがあつたのですね。ですからこれをやっぱりもうちょっと民間の方々にも参入していただけるようなそういうものにしていかなければならないと思って、少し考えを改めていかなければならないと思って柔軟な考えでやっていかなければならない。そういう思いをいたしているところでもあります。

うどんの話が出ました。うどんは、現施設は非常に使い勝手が悪いわけにありますけども、ただここまで来てございまして、やはりこのことにつきましては継続して更に進めていく、場所をあんまり言いましてですね始まらないわけにありますので、現施設の中で精一杯努力していく。そしてゆくゆくは更別の民間の方々にこれを渡していきたいと思って努力をしてまいりたいと思っていますところでもあります。特産センターはまた別といたしまして、こういううどんの加工につきましては、どこが担っていただくかはわかりませんが、これは粘り強くやっていきたいと思っていますところでもあります。今回、予算の修正ということになりまして、私共管理部門は、あそこを切って最低広場くらいはできると今回思っていたのですけれども、それも予算化になりませんでしたので、私共やはりそういうことも含めて再考してまいりたいなと思っていますところでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

ちょっと交流拠点の考え方についてですね、私はこれが一番大事なことだと思っていますので、ひとつ考えがありましたらお願いしたいと思っています。

議 長 村長、反問権という意味でよろしいですか。

岡出村長

村 長 これはもう私ども、早くしてこのためにはこの問題を整理してかからなければ村民の方々にも理解いただけないと思ってございまして、そのことの考えで、これは今まとまった、まとめるとかそういうものではありませんけども、まずお聞きしたいと思っていますところでもありますのでお答えがあればお願いしたいと思っています。

反問ということをお願いします。

議 長 それでは今、村長からのご質問、高木議員、それも入れた中でのご答弁をお願いします。

1 番 高木さん

1 番高木議員 まずは今、村長からご質問と言いますか、あつた部分についてお答えしたいと思っています。

先程の質問の中でもお伝えしたように、交流拠点施設については、商工会の建物ではないと最初から認識をしております。ただ、それを運営、経営、利用、活用していくには、商工会が先頭になってやらなければな

らないという思いで商工会の方々は今まで頑張ってきたのだらうと思います。誰が建てるのか、誰が運営するのかの部分について正直に商工会の立場としてでなく、今は議員としての立場としてお答えさせていただきますが、基本的に民設として行うには、やれるところが多分ないのではないだらうかなと感じております。基本的に市街地活性化事業については村が行う、村全体で行う事業のひとつとして公設で設置をしていただけるものであれば、それがベストな状況ではないかなと思っております。運営につきましては、もちろんそれに参画するのが商工会なのか、NPOなのか、民間なのか、これも決定しているわけではありません。それは、これからまた皆さんの中で協議をしながら決定することであって、ただ商工会がやらないよということではなく、商工会も手を挙げますよと、更に他所の団体、民間が手を挙げてくれば一緒にやりましょうという形にもなってくるだらうと思います。それで運営に関わってくれば色々な維持経費、ランニングコスト等がたくさんかかってきます。これについても皆さんでやっぱりやる部分については、出せるものはやっぱり出しながらきっちりやっていかないことには、全てが行政、村におんぶに抱っこという形ではやる意味が無い。やるからには自分たちも身を削りながらやらないことには活性化にはならないという考えは持っております。村長のご質問については、今の回答でご勘弁願いたいと思っております。

今、村長の答弁の中に活性化協議会については、活性化の実施計画についても根本的に考え直すようなご意見がありました。その実施計画を再度完全に見直して、もう一回計画を作り直すのか、大幅な変更を行うのか、何か村長の答弁を聞いていますと、そのような印象もちょっと取られましたので、その辺も含めて再度村長のご意見を聞かせていただきたいと思っております。拠点施設につきましては、商工会だけではなく地域、本当に本通りの人達、子供達、高齢者の方達が本当に使いやすい場所を期待しています。今、街の中に子供達の姿はほとんど見当たりません。高齢者の方達の姿も福祉センターに立ち寄る程度で、ほとんど姿が見えません。やっぱりこのような状況では市街中心地の活性化にはつながっていきませんので、是非拠点施設の整備と言いますか、そういうものをきっちり検討した中で、早期の整備についてご検討願いたいと思っております。以上です。

議 長
村 長

岡出村長

活性化協議会の話でありますけれども、これまで本当にご苦勞を駆けながら来てございまして、その中で全て細かくご報告出来ない部分もございましたけれども、方向性についてはきちんと議論していただいたところでもあります。やはり今回のことにいたしましても整理をして、もう一度、私は、これは皆で作らなければならないものだと思うのです。ですから今までの行政の手法として、計画をして出したものについてはもう何がなんでも通してしまおうと、その思想は私は改めたいと思って活性化協議会を作っていただいて協力をいただいたところでもあります。

でね、やはりこのことにつきましては、皆が真剣に考えているということで、これからもまたご苦勞おかけしますけれども、報告の仕方だとかそういうものについては私どもも反省し、再考していかなければなりませんけれども、またご協力をお願いしたいとそのように思っているところであります。

それから今回、反問という形で高木議員の考えをお聞きしたところでありますけれども、このことがやはり村内的にも私どもが説明しているのですけれども、どうしても住民の方々には疑義を持たれる。そのことをやっぱり整理しないと私は進んでいかないもので、私達の思いとは違う方向にいつてしまうということでございまして、やはりこういった公式の場でお互いに私も民設が良いと述べました。高木議員も急に私が質問いたしましたので、考えがまとまらない中でのご答弁をいただいたと思っておりますけれども、気持ちは私どもに伝わってまいりましたので、このことを踏まえて、お互い本当にこの問題については真剣に考えていきたいと思っているところであります。

議 長
1 番高木議員

1 番 高木さん

以上で質問の回数が終わりましたので、最後に拠点施設については、もっとはっきり言った方が良いのかどうか分かりませんが、出来れば私は公設でやるしか方法はないのだろうかと、僕個人としては考えております。

そういうことで今回の一般質問については以上で終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

議 長
村 長

今のことに對して、もし村長の方から答弁があればお願いします。

岡出村長

これは多分資金的な問題が重くのしかかってくるものだと思っておりますので、やはり負担から出来れば公設という考え、これは理解出来ます。ただし、これから計画をまとめて村民に行政懇談会も含めて各所に計画を示して回るわけでありまして、やはり何と言いましようか、全て公費ということには当然、説明しても受け入れられない、受け入れてもらえない実態というものがありますので、その辺は、先程申し上げましたけれども、計画立案について、やはり真剣にお互いに検討させていただきたいとそのように思っているところであります。

議 長
1 番高木議員

1 番 高木さん

はっきりと建設についても身を切るような何か形を検討していければなど、これは商工会の方の立場としてお伝えして終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

議 長
議 長

これをもって一般質問を終了いたします。

日程第 8、閉会中の所管事務調査について、産業文教常任委員会は農作物の作況について、議会運営委員会は議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報の発行について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。

おはかりいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

議長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

次に議会運営委員長から、6月27日に札幌市において開催される北海道町村議会議長会議員研修会に、議員全員を派遣したい旨、8月8日に札幌市において開催される議会広報研修会に、議会運営委員全員並びに議長を派遣したい旨申し出があります。

おはかりいたします。

申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

議長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり承認することに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたします。

これにご異議ありませんか。

議長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。

これにて平成25年第2回更別村議会定例会を閉会いたします。

(18時43分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 25 年 6 月 14 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 高 橋 清 美

同 議員 赤 津 寛一郎

